

妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない相談支援体制の強化について

(付議の要旨)

子ども計画（第2期）の重点政策「妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防」の実現に向け、切れ目のない支援の入り口となる妊娠期からの相談支援体制の強化を図る。

1 主 旨

世田谷区子ども計画（第2期）では、重点政策のひとつに「妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防」を掲げ、妊産婦や子育て家庭が育児不安を抱え込むことがないように、寄り添いながら切れ目なく支える仕組みを身近な場から充実を図るとしている。さらに、国は母子保健の主要な取り組みを提示する「健やか親子21（第2次）」の基盤課題のひとつに「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」を掲げ、「安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目のない妊産婦・乳幼児保健対策の充実」を目指すべき目標として盛り込んでいる。

区は、こうした背景から、昨年5月に外部有識者を交えた「世田谷区妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない支援検討委員会」を立ち上げ検討を行った。この検討を受け、妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない相談支援体制（以下「世田谷版ネウボラ」とする）の強化の取り組みを平成28年度から開始し、その後も、外部有識者からのアドバイスなどを通じて、引き続き相談支援体制の改善・強化を進める。

2 相談支援体制強化について

(1) 相談支援体制強化の考え方

世田谷版ネウボラは、妊婦や乳幼児を育てる家庭を、区・医療・地域が連携しながら切れ目なく継続的に見守り支えて、「子どもを生み育てやすいまち」を目指す、相談・支援のネットワーク体制である。

世田谷版ネウボラでは、各総合支所の健康づくり課を中心とした相談支援体制を充実させ、妊娠期からすべての妊婦に専門職が関わり、必要な支援、情報提供を行い、医療や地域と連携しながら、切れ目なく就学前までの子育て家庭を支えることを目標とする。

※ネウボラとは、フィンランド語で「相談・アドバイスの場所」を意味する。妊娠期から就学前まで、かかりつけの専門職（助産師または保健師）が、ワンストップで継続的に母子とその家庭の相談・支援を行う場所である。

(2) 妊娠届の受理、母子保健バッグの交付等の改善

各総合支所健康づくり課、世田谷保健所ほか、出張所・まちづくりセンター等で行っている妊娠届の受理、アンケートの実施、母子健康手帳・母子保健バッグの交付の機会は、区が多くの妊婦に直接アプローチできる唯一の場である。

妊娠届の受理の場所、母子保健バッグの交付の仕組み等について、地域包括ケアの地区展開の全区での実施の動きも踏まえ、相談・サービス活用促進の観点に立ち、関係所管と協議を進める。

(3) 妊娠期における相談支援体制の充実

母子保健活動の中心を担うのは各総合支所の保健師であり、個別の相談・支援だけでなく地域の関係者によるネットワーク活動にも携わっている。その活動を活性化するため、非常勤職員の母子保健コーディネーター（助産師、保健師、看護師）を配置し、総合支所内に保健師、母子保健コーディネーター及び子ども家庭支援センター子育て応援相談員による（仮称）ネウボラ・チームを作り、それぞれの専門性を活かし相談支援体制を充実させる。母子保健コーディネーターは、まず平成28年度に各総合支所に2名ずつ配置し、その後も段階的に増員を図っていく。

① 妊娠届の窓口等への巡回支援と連携強化

出張所・まちづくりセンター等、妊娠届の受理及び母子健康手帳等の交付担当者との連携のため、（仮称）ネウボラ・チームの担当者が巡回を行う。また、あんしんすこやかセンターなど地域の相談窓口との連携により、母子保健に関する支援を充実させる。

② 妊娠期面接の実施

健康づくり課での面接により、必要に応じた支援プランを作成し、いつでも相談できる人がいることを周知していく。また、併せて（仮称）せたがや子育て利用券を配付して、地域のサポートにつながる機会を提供する。

③ 休日両親学級の実施体制の検討

休日両親学級（ふれパパママ講座）については、実施回数増により選択の機会を増やす。また、（仮称）ネウボラ・チームの周知を図ると同時に、事業参加や学級参加者への妊娠期面接体制の検討を行う。

④ 個別支援の充実に向けた体制整備

（仮称）ネウボラ・チームの支援を確実に届け、切れ目のない支援を実現するには、地区担当保健師の活動が重要である。個別支援の必要な親子と十分な関わりを持つことが可能となるよう、地区担当保健師の確保策について検討を行う。

⑤ 概算経費 38,403千円（特定財源により29,467千円の歳入予定）

(4) （仮称）せたがや子育て利用券の発行・配付

① 名称 せたがや子育て利用券

② 目的

相談支援体制の強化策として、妊娠期の面接を実施するにあたり、妊婦が地域の中で様々な人と関わりながら子育てをする、また、妊婦が面接を受けるきっかけづくりとするために、地域の産前・産後サービスが利用できる「せたがや子育て利用券」を配付する。あわせて、「せたがや子育て利用券」を通じて地域のサービス事業者の育成を図る

③ 配付方法

原則として、（仮称）ネウボラ・チームが面接時に平成28年7月から配付する。

④ サービス内容

No	サービス種類	サービス内容（一例）
1	親を支援するサービス	母乳・育児相談、子育て講座、家事援助や育児補助などのヘルパー派遣、乳房マッサージなど
2	子どもを預けるサービス	一時預かり、一時保育、託児（在宅・施設）など（兄弟姉妹の利用を含む）
3	親子を支援するサービス	産後ケア、親子交流講座、読み聞かせ、リトミック（音楽教育法）、食育セミナーなど

※事業開始時点におけるサービス提供事業者 約50～100社（予定）

⑤ 1冊あたり 10,000円（利用券1枚あたりの金額：500円、有効期限：2年間）

⑥ 概算経費 49,677千円（特定財源により38,673千円歳入予定）

（5）産後ケア事業の充実

親族等から十分なケアを受けられず育児不安や体調不良等がある産後4カ月未満の母子を対象として実施している産後ケア事業については、近年、利用ニーズが増加し、希望した日に予約が取りにくい状況が生じていることから、利用の実態等を踏まえた、産後ケア事業（ショートステイ・デイケア）の充実を図る。

① 充実内容

医療機関における産後ケア事業の実施

平成28年度の確保数

a) ショートステイ 1ヶ所（2床）

b) デイケア 1ヶ所（3床）

② 概算経費 34,290千円（特定財源により25,764千円の歳入予定）

3 今後のスケジュール（予定）

平成28年2月上旬 福祉保健常任委員会報告

7月 相談支援体制の強化の取り組み開始

医療機関における産後ケア事業の実施（デイケア）

10月 医療機関における産後ケア事業の実施（ショートステイ）